

香川県報



第 75 号

平成 18 年

9月22日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課） 一

○平成十八年香川県告示第七十九号（道路の区域変更）の一部訂正

（道路課）

○道路の供用開始

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

○落札者等の公示（二件）

（県立病院課）

○土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

○県営土地改良事業の工事完了

○土地改良事業に係る換地処分の届出

○土地改良事業の認可

告 示

●香川県告示第五百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、鶴羽加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたとので告示する。

平成十八年九月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百九十六号

平成十八年香川県告示第七十九号（道路の区域変更）の一部を次のように訂正する。
平成十八年九月二十二日

三の表中「二二・〇」を「二七・〇」に改める。

●香川県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月二十二日から同年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 北風戸積浦線（二百五十六号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡直島町字宮ノ浦二二四九番六地先から	六・一	二四〇	平成十八年香川県告示第七十九号
香川郡直島町字地藏山三七七一番三地先まで	二七・〇		第七十九号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年九月二十二日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十一月七日まで縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日
平成十八年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人マインドファースト
則包 和也

三 定款に記載された目的
高松市牟礼町原二八一番地一

この法人は、トータルメンタルヘルスの視点に立ち、精神的健康の増進、精神障害の発生の予防、精神障害者の福祉の向上に取り組み、人びとのメンタルヘルスの向上を図ることによって、メンタルヘルスを必要とするすべての人びとが、地域でいきいきとした生活を送れる社会を実現することを目的とする。

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年九月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県立病院情報システム（丸亀病院・津田病院・白鳥病院・がん検診センター）一式

二 契約方式 総合評価一般競争入札

三 落札決定日 平成十八年七月二十四日

四 落札者の氏名及び住所 富士通株式会社四国営業本部 高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

五 落札金額 一六三、八〇〇、〇〇〇円

（消費税及び地方消費税七、八〇〇、〇〇〇円を含む。）

六 入札公告日 平成十八年五月二日

七 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉

部県立病院課経営企画グループ 電話番号〇八七―八三二―三三〇九

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年九月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県立病院情報システム（中央病院）一式

二 契約方式 総合評価一般競争入札

三 落札決定日 平成十八年七月二十四日

四 落札者の氏名及び住所 富士通株式会社四国営業本部 高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

五 落札金額 一、〇二三、七五〇、〇〇〇円

（消費税及び地方消費税四八、七五〇、〇〇〇円を含む。）

六 入札公告日 平成十八年五月二日

七 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課経営企画グループ 電話番号〇八七―八三二―三三〇九

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年九月十二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
--------	---------	------

三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 峠池地区	三豊市三野支所 事業課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業） の股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業） 股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業） 天 道地区	〃

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十八年九月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）	家浦一号池地区	平成一七、一〇、二八

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、小林地区土地改良事業一人施行から平成十八年九月七日非補助土地改良事業（区画整理事業）小林地区の換地処分をした旨届出があった。

平成十八年九月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年九月十一日認可した。

平成十八年九月二十二日

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）余茂田地区
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本庄地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）竹成下地区

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年九月二十二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています